

# 「広島市安佐南区沼田合同庁舎で使用する電気」質疑応答書

令和4年2月18日

一般競争入札参加者各位

広島市長

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札結果の公表については、お見込みのとおり、総額のみです。
2	入札説明書11 その他(2) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(2)に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (3)	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書の提出が必要ですか。	郵送による提出方法は、入札説明書9(4)イのとおりです。 入札回数は3回を限度としていますが、2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
4	入札付属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額(1)欄は、力率割引(仕様書記載の標準力率100%)を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)し、円未満の端数処理は行わない。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
5	その他	一般送配電事業者が託送料金等を値上げした場合、合理的な範囲で契約単価見直し協議に応じていただけますか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及びうる事項につき変更協議をすることは可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。